三、健康ノ為メノ自日給ノ支給ノ件之、
四、工場主ノ都合ニ依リ解雇シ金一ヶ月（四十日）ノ支給之、
◎神戸ノ靴工場桜和
所在地、神戸市大開通二丁目
職工、　一二名
争議ノ方　全員、
争議及経過
陸海国旗ニ就テ先般来開催セラレタルガ大朝小島紡績会社ノ紛
議ニヨリ神戸市桜花町米肥市場組合ト合併スルコトトナリ
全職工ノ解雇セラルルコトトナリ十二月廿九日ヲ以テ解雇トセリ、
要求事項、
一、解散ノ日時ノ明示セラレタシ、

二、会社先ニ協議、設立後業全部ノ就業セシメラレタシ
三、解雇手当トシテ月日給ノ九十日分ノ支給セラレタシ
四、勤続手当ノ支給セラレタシ、
十二月下旬交渉ノ結果左ノ解決、
一、職工十二名中十名ノ解雇スル、
二、引続継続セル職工二名ハ日給半ヶ月分ノ（七十四）銭割トシ
解雇者ヘ送ル、
三、会社ノ解雇手当トシテ一ヶ月分ノ支給スル、
四、別ニ金一封トシテ重役ヨリ百円寄附ヨリ五十円ノ支給スル
ト、
◎村松硝子工場ノ
所在地、中野通錦糸町二ノ八

財團 協調會